### 平成30年度 第4回 吹田市入札等監視委員会 会議録(概要)

- 1 開催日時 平成30年11月26日(月)午後3時から午後5時30分まで
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟 3 階 入札室
- 3 出席委員 中村 哲 委員長、 高橋 明男 委員、 梶 哲教 委員
- 4 会議概要 平成30年7月1日から平成30年9月30日までに締結した入札・契約 方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況の報告を行った。 また、平成30年7月1日から平成30年9月30日までに契約締結した 予定価格が250万円以上の入札・契約案件367件のうち、次の各案件を各 委員が抽出し、案件ごとに所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

# (抽出案件一覧)

案件 番号	入札・契約方式	案件名	契約金額(円)
1	随意契約(業務委託)	吹田市立山田市民体育館 被災調査に伴う委託業務	13, 467, 600
		吹田市立南吹田市民体育館 被災調査に伴う委託業務	7, 333, 200
		吹田市立目俵市民体育館 被災調査に伴う委託業務	4, 752, 000
2	随意契約(物品購入)	灰溶融炉用黒鉛電極棒購入 (2回目)	16, 200, 000
	一般競争(物品購入)	灰溶融炉用黒鉛電極棒購入 (3回目)	16, 070, 400
	指名競争(物品購入)	吹田市立佐井寺小学校他7校保管庫納入業務	3, 132, 000
3	随意契約(物品購入)	吹田市立佐井寺小学校他7校スクールロッカー納入業務	6, 427, 368
		吹田市立佐井寺中学校他3校スクールロッカー納入業務	4, 729, 752
4	随意契約(工事)	吹田市立第三中学校ブロック塀撤去緊急工事	5, 853, 600
		吹田市立南山田小学校ブロック塀撤去緊急工事	3, 780, 000
		吹田市立江坂大池小学校ブロック塀撤去緊急工事	3, 693, 600
		吹田市立東佐井寺小学校ほか中学校1校ブロック塀撤去緊急 工事	3, 668, 760
		吹田市立片山小学校ブロック塀撤去緊急工事	3, 358, 600
		吹田市立西山田小学校ブロック塀撤去緊急工事	3, 499, 200
		吹田市立北山田小学校ブロック塀撤去緊急工事	3, 456, 000
		吹田市立千里たけみ小学校ほか中学校 1 校ブロック塀撤去緊 急工事	3, 100, 680
		吹田市立片山中学校ブロック塀撤去緊急工事	3, 000, 000

	随意契約(工事)	吹田市立吹田南小学校ほか中学校1校ブロック塀撤去緊急工 事	2, 797, 200
4		吹田市立吹田第三小学校ブロック塀撤去緊急工事	2, 759, 400
		吹田市立桃山台小学校ほか中学校1校ブロック塀撤去緊急工 事	2, 635, 200
5	プロポーザル (全ての業種)	吹田市子ども・子育て支援システム再構築業務	22, 825, 935
6	プロポーザル (全ての業種)	吹田市立豊津第一小学校給食調理等業務委託【長期継続契約】	88, 387, 200
		吹田市立北山田小学校給食調理等業務委託【長期継続契約】	60, 588, 000
		吹田市立藤白台小学校給食調理等業務委託【長期継続契約】	48, 470, 400
		吹田市立千里たけみ小学校給食調理等業務委託【長期継続契 約】	43, 480, 800
		吹田市立千里丘北小学校給食調理等業務委託	11, 491, 200
7	一般競争(工事)	吹田市川園ポンプ場沈砂池電気設備工事	156, 600, 000
8	指名競争(業務委託)	公共施設に関する市民アンケート調査業務	1, 436, 400
9	随意契約(業務委託)	破砕選別工場等 施設整備・保守業務【長期継続契約】	333, 551, 520
10	指名競争(修繕)	吹田市立内本町コミュニティセンター複合受信機修繕	2, 160, 000

# (プロポーザル方式案件一覧)

案件 番号	案件名
1	防災ハンドブック、ハザードマップ全戸配布等啓発業務
2	留守家庭児童育成室おやつ提供業務

### 5 委員からの質問とそれに対する回答 質問 回答 【抽出案件の審議について】 【案件1】 指定管理者は、吹田市体育協会とミズノグループとが 契約の相手方の美津濃(株)は指定管理 者の構成員ということであるが、指定 J V を組んだものです。代表団体が吹田市体育協会と 管理者と構成員は違うものなのか。 なりますので、美津濃(株)は構成員となります。 震災等に係る業務ついては、協定書で協議事項となっ 一般的に、指定管理の中には被災復旧 業務は含まれていないものか。 ていますが、従来ですと、20万円以上の修繕等は吹 田市が行うとなっています。 他の構成員で同種の業務ができる事業 市民体育館の指定管理者においては、吹田市体育協会 とミズノグループの2者となるので、同種の業務がで 者は、美津濃(株)以外ではいなかった きる事業者はいません。 のか。 参考見積書はどういう内容で作成した 職員が現場に行き、目視で確認はしていますが、天井 からの落下物もあり、天井に上がって確認するという のか。 ことは職員には難しいので、ファシリティー部門の工 事をやっている美津濃(株)に調査を依頼し、報告を聞 き、市で精査しました。 予定価格については、まず、美津濃 先に市の方で壊れているところを目視で確認をした後 に、どれくらい費用がかかるかを美津濃(株)に聞きま (株)が参考見積書を作成して、現場を 市の担当者が確認をし、その上で作成 した。追加の工事等の必要性も分かったため、そう いった部分について判断しながら、最終的に金額は市 したということか。 の方で考えました。 美津濃(株)と話し合った結果、調査する内容が決まっ 南吹田体育館については、予定価格と 契約金額が同額で決定率100%と ていましたが、予定価格が決まった後に内容が変わっ なっているが、他の体育館については て金額が下がりました。 決定率が93.9%、90.1%であ り、両者の間に多少の広がりが出てき ているのはなぜか。 【案件2】 電極棒の金額が上がったのはなぜか。 中国で環境対策が厳格化され、工場での生産が縮小し たことにより、中国国内にも需要があるにもかかわら ず、日本に電極棒を回すことが難しくなったという経 緯があります。日本の業者が入手出来たとしても、1 本あたりの価格が以前の4倍、5倍になっていると聞 いています。他市の入札状況も確認したところ、同じ くらい電極棒の価格が上昇していました。 年間の運転時間を縮小し、足りない部分については、 高騰した価格を前提に予算措置がなさ

れているのか。

予算を流用して運用しています。

#### 回答 予定価格は1本あたり238,000円(税 主電極棒60本と補助電極棒60本で、2種類の電極棒を 抜) ということだが、入札経過の資料 使っており、1セットで約250,000円(税込)となり の中に予定価格が120本で16,200,000円 ます。内訳は主電極棒が約240,000円、補助電極棒が (税込)とあり、税抜で1本あたり 約10,000円です。 125,000円となるが、この違いは何か。 【案件3】 学校の「保管庫」について比較的低い 保管庫は教師等が教具・教材等を収納するロッカー 落札率で入札が成立し、他方、学校の 「スクールロッカー」について、入札 で、スクールロッカーは児童・生徒の学用品等を収納 するため、教室に設置される背面ロッカーです。 不調で随意契約になったとされるが、 保管庫につきましては既製品としており、納入時期や 在庫状況により見積額と市場価格に差が生じ、落札価 双方の物品がどのように異なるか説明 いただくとともに、入札の経過につい 格が低くなったものです。 て確認をしておきたい。 また、スクールロッカーにつきましては注文品として おり、当初見込額と比較し作製費用が増加したため、 応札価格が予定価格を上回り入札不調となったもので 入札終了後、再度の入札において最低価格を提示した 業者と交渉を行った結果、当該業者から予定価格の範 囲内での価格提示があったため、地方自治法施行令第 167条の2第1項第8号による随意契約を締結しま した。 【案件4】 その当時工事に入っていた学校は、片山小学校、吹田 相手方の選定にあたっては、具体的に 工事をしている業者がいたらその業者 南小学校、南山田小学校、江坂大池小学校、北山田小 に依頼し、そういう業者がいない場合 学校、片山中学校、東佐井寺小学校です。 は、順番にできると思われる業者に尋 ねていったということだが、この案件 の中で具体的に当該工事をしていた業 者がいた案件はどれにあたるか。 学校の工事というのはブロック塀の緊 現在、学校においては計画的に校舎の大規模改修工事 急工事ということか。 を実施しており、その工事に入っている業者とブロッ ク塀撤去の随意契約をしました。 それ以外の業者については、順番にで 現在の学校施設については、老朽化がかなり進んでお きるかどうか尋ねていったということ り、様々な業者に緊急で修繕をしてもらっています だが、順番はどういうものを基準にし が、よくその学校で修繕を行っていただいている業 て選んだのか。 者、あるいはその学校の近くにある業者等から順番に 選定して声をかけました。

て、金額を確定しています。

当市の方で設計書を作成したうえで業者と協議を行っ

見積書を徴取したうえで、金額を決

か。

め、業者にお願いしているということ

## 回答 随意契約をする場合、一般的にどうい う選定基準で相手方を選択するのか、

基準は定めているのか。

一般的な随意契約については、随意契約ガイドライン を作成し、選定基準を設けています。今回災害に伴う 緊急随意契約ということで、選定要件を新たに設定 し、全庁的に公開しています。

### 【案件5】

契約の相手方である富士通(株)が今 後、運用・保守業務を見積もっていく ということだが、その額は年間どれく らいになるのか。

クラウドの利用等のシステム利用費を一部の事業者は 構築費用の中で見積もっていますが、富士通(株)は 構築費用とは別で計上しています。運用・保守全体で 他の事業者と比べ約200万~300万円高くなって います。

どれくらいの期間を想定してこのシス テムを運用すると考えているのか。

運用期間としては、5年を目途に次のシステムに移行 することを前提に考えております。

基幹系システムの一部である本システ ムが今回の更新にあたるということだ が、その場合でも5年ぐらいが一応の 期間となるのか。

基幹系システムか否かに関わらず、システムの運用期 間について有識者から意見をいただいたところ、5年 から7年くらいが妥当だということでした。5年後に 必要な仕様に合わせて、システムを再構築するという ことになります。

差額分を考慮したとしても、元々の基 本設計のシステムは、今回、市が依頼 した内容とほぼ一致しているというこ とを考えると、富士通(株)が最適 だったと考えていいのか。

契約を交わし、要件定義等を進めていく中で、お互い の認識の差異等によりカスタマイズの追加費用が発生 する可能性がある部分が出てきていますが、契約金額 に運用・保守費用を含めても、価格上では、2番手の 事業者よりも低く収まっており、契約としては妥当 だったと考えております。

市が要求する機能を含む要件等に対す る富士通(株)の業務パッケージの適 合率が高く、カスタマイズが大幅に削 減されたという事情があったのなら ば、他の会社であっても標準的な仕様 で対応できるところは少なからずあっ たのか、やはり富士通(株)でないと 駄目だったのか。プロポーザルの時点 では富士通(株)が抜群に優れていた と考えていいのか。

保育所等が相当増えていて、入所の選考業務に相当な 時間がかかります。今回の再構築に関しては、業務を 改善するための新たな取り組みについて各事業者から 提案をいただき、現在の状況だけではなしに、将来的 に職員の負担軽減につながる部分を評価させていただ きました。今、新聞等で報道されているAIの活用と いうものも富士通(株)の提案には入っています。そ のあたりを含めての選定です。

富士通(株)が吹田市の基幹系システ ムを構築し稼働させた事業者であった というのは偶然であったのか。安くあ がる事業者だということで、富士通

子ども・子育て支援システムに必要な仕様を富士通 (株)が満たしているかというところもあり、他にも 同じように事業を遂行できる事業者がいるということ を事前に耳にしていたので、市が知り得ないシステム 上の優位性をもつ事業者もいる可能性があったため、 公平性の観点から公募型のプロポーザルで公平に判断 して、より業務改善に役立つようなシステムを導入で きればということで、プロポーザルを実施しました。

(株) が初めから事業者選定の点で優 位であることから、プロポーザルを前 提とせず、2号随意契約の相手方と なった可能性もあったのではないかと 思うが、仕事に役立つ使いやすいとこ ろを選ぶのが基本的な筋道になるの か。

#### 質問回答

運用・保守契約において他者より高額になっているが、5年間は他社よりも高額になるということが見込まれても、富士通(株)と随意契約を結んでいくということか。

システムに関しては、基本的に構築した事業者でしか 保守業務ができないというのが前提となっています。 事業者によってレイアウトや文字のコード等、市では 十分に分からない部分で専門性が高い業務になります ので、システムを構築した事業者にお願いするしかな いと思っています。

#### 【案件6】

幼稚園のクックチル方式の給食調理業務が一般競争入札で行われているが、本案件はプロポーザル方式により契約の相手方を決定している。なぜそのような違いが出ているのか、説明書の説明では幼稚園のケースとどのように異なるかという疑問が解消されない。

幼稚園のクックチル方式で行う給食調理業務について は、給食を提供している場所の小規模な調理室で業務 を行うにあたり、一定の仕様を詳細に定めているた め、競う項目が少なくプロポーザル方式になじまない と聞いています。

学校給食については、必要な知識やノウハウ、大量調理にあたっての安定性、衛生管理、食育等の児童への取り組み等、吹田市で定めている基本的な条件以外に、民間事業者ならではの提案を広く募集し、その中身を評価基準に基づき点数で判断して事業者を選定するというプロポーザル方式をとることで、安定した衛生管理や食育等の面からもより広く提案を募集することができ、より良い事業者の選定が行えると考えています。

幼稚園と学校とでは規模が異なること により、提供する内容が大きく異なる ということか。 学校給食については、ただ作るというだけではなく配膳室には子供と向き合うという面もあるため、そのような面で子供たちや学校への取り組み姿勢も評価すべき項目と考えています。

長期継続契約の契約期間が原則3年間ということだが、2年間あるいは1年未満という短期の契約を結ぶということになると、3年間が原則とするところと矛盾が生じるのではないか。

長期継続契約のガイドラインに、対象となる契約は契約期間の中で年額や月額が一定なものという条件がありますが、当該校については、大幅に児童が増え、給食の提供数が大幅に増えるということが予想されています。それに伴い、受注者の配置人数や経費など様々な部分に影響が出てくることが想定されることから、一定の役務が提供できる範疇での期間設定として本契約をしました。

#### 質問 回答

事業者の選定にあたって、児童数の割合について変動が生じた場合でも対応可能なことを条件に加えて事業者を選定することはできないか。

給食調理業務委託については、平成24年度から実施しております。これまでは、児童数の大きな変動がないところばかりで行っており3年間の長期継続契約を行ってきました。

今年度の契約対象となった藤白台小学校及び千里丘北 小学校については、児童数の今後の大きな変動が見込 まれるところであり、長期継続契約をするか否かの判 断が難しかったです。

長期継続契約は、飽くまで契約期間中の契約内容に大きな変動がなく業務委託料も一定であり、同じような契約を長期で結ぶことができるという条件が前提であるかと思います。児童数が増加した場合、受注者が雇用するアルバイトについても新たな雇用が発生するため、同じ条件とは見なせません。

児童数の割合が変わる場合に、事業者 が短期間で替わることは問題ないの か。 3年間を基本として考える場合、児童数の増加が見込まれるところについては他の手段、例えば債務負担行為という方法で児童数の増加を事前に示したうえで契約期間を3年間とすることも、今後の検討課題として考えています。

大規模の学校でも小規模の学校でも、 1 食あたりの予定価格については基本 的に同額なのか。 予定価格については、現在委託している事業者のうち 3者ほどから見積りを取りそれを参考価格とし、本市 の積算も用いて設定しています。500食を作ること と1,000食を作ることは、食数だけ見ると倍になりますが、1食あたりの委託料が同じ金額で単純にその倍の金額が予定価格になるというわけではありません。必要な人数などによって条件が変わってくるため、事業者の見積りなども参考にしており、1食あたりの金額で予定価格を設定することは難しいです。

#### 【案件7】

本案件は、既存工事に対する修正工事であり、既設の設備を動かしながら工事をしなければならないため、工事が難しくなったことで入札参加者が1者となったのではないかということだが、そのような場合、既設設備についての情報を十分に認識している事業者が工事を行うことが一般的には良いのではないか。

あえて制限付一般競争入札を選択した 理由は何か。

既設の設備を動かしながら修正工事を 行う場合、既存工事の請負事業者が有 利な形で入札に参加することになるの ではないか。 金額が高額であり、随意契約を行うと透明性・公平性 の確保を図りにくいと考えたため、制限付一般競争入 札を行いました。

情報を握っているため、既存工事の事業者が有利になる点は出てくると思います。

質問 回答 最終的には1者しか応札しなかったと 実績を持っており、既設設備について詳細に調査して いうことだが、既設の設備を動かしな いれば、施工できる可能性はあるかと思います。 がら既存工事の請負事業者以外の事業 者が工事を行うことは難しいのか。 他の事業者でも対応できる可能性は十 そのとおりです。 分にあったということか。 ポンプ場や下水処理場の工事なので、切り替え期間の 入札を実質的なものにするために、運 間運転を止めるとなると、かなり長期間止める必要が 転を一日中止してシステムを切り替え あるかと思います。その間、水を使わないでいただく るという対応をすることは難しいの のは不可能なため、動かしながらでないと切り替えは カシ 不可能であると考えています。 【案件8】 本案件は、昨年度作成した仕様書をも 昨年度作成した仕様書では今回のような結果にはなら とに3者から徴取した見積書を参考 なかったかどうかは不明ですが、今年度発注した内容 に、今年度精査した仕様書に合わせた については、市民アンケートの提案についての内容が 設計書を作成し、入札予定価格を決定 削減されたため、その部分を削除した仕様書を作成し したということだが、昨年度作成した ました。 仕様書では、今回のような落札率が低 い結果にはならなかったのか。 改善方策として、仕様書に記載する業 アンケートの委託業務であるため、印刷費や郵送費等 務内容をなるべく詳細に、事業者が把 の直接経費については、こちらで設計した費用と見積 りをとった費用、そして実際に落札された金額の間 握しやすいように記載することを考え ているということだが、昨年度の時点 で、それほど相違はないかと思います。 では、詳細に書かなくても大丈夫だっ 調査票の作成業務や打ち合わせの費用などの人件費に たのか。 ついては、打ち合わせを何回するか等の内容が不明瞭 な部分があったため、このあたりをどこまで詳細に書 くことができるかが問題になってくると考えます。 昨年度においても3者から見積りを徴取し、それをも 関係する事業者から事情聴取をしたう えで、具体的な記載内容について考え とに設計金額を出しましたが、調査票の作成について ていくということか。 は、なかなか人工が読みづらいところがあると考えま す。 公共施設に関する市民アンケート調査 今回、個別施設計画という計画を作るに際して、初め は、ほぼ毎年されているのか。 て行いました。

昨年度作成した仕様書とは、アンケー トの仕様書を作成したのであって、1

回のアンケート調査について2年度間

をかけて準備をしてきたということ か。 そのとおりです。見積りについては、昨年度徴取して、今年度から業務委託を行っています。

質問	回答
市としては、市民に対するアンケート 調査を過去に実施した経験が他の部署 を含めて当然あると思うが、他の部署 が大体いくらぐらいかけて契約したか という記録は参照したか。	他部署でもアンケート調査等を行っており、様々な部 局から聞き取り調査等は行っております。
見積りを徴取した3者は、指名競争入 札で指名した事業者のうちの3者なの か。	指名した事業者のうちの2者と他1者から見積りを徴 取しました。
今回、落札した事業者は、市が予定したとおり適切に業務を行い、問題はなかったか。	契約期間が今月末日までのため、成果物についてはこれから確認をすることとなります。現時点では適切に 業務を行っていただいています。
【案件9】 契約した事業者は、従来この施設の整備・保守業務にあたってきた事業者か。	前回と同様の事業者です。
【案件10】	
指名業者の選定理由について、「市民 自治推進室所管施設において、消防設 備等点検業務の受託・履行実績がある 業者」とある。ここで、「市民自治推 進室所管施設において」と限定する合 理性はあったのか。	所管施設として約十数か所の集会施設を管理していますが、コミュニティセンター、市民ホールや地区集会所等で既に実績を上げている事業者があったので、過去の実績を考慮して事業者選定を行いました。
機器の調達が安価であった事業者が落 札したとのことだが、機器の調達の関 係で、事業者によってこれほど大きな 差が出てくるということは想定してい たか。	予定価格と比較して大きな開きがあったが、予定価格 算定前に、現在、消防設備点検を行っている事業者から参考見積の徴取を行いました。実際には、その事業 者ではなく他の事業者が落札したことで、予定価格と 大きな開きが出たのではないかと思います。
落札した事業者は、適切に業務を履行 したということか。	現在、落札事業者と日程調整をしており、業務の履行 については1月頃を予定し調整をしています。
【予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式 実施の適否について】	

質問 回答 【案件1】 この業務は配布と啓発業務を行うとい 配布をして、少しでも多くの人に防災ハンドブックを 開いていただくことにより、啓発を行いたいと考えて うことか。 います。 他市の先進事例から見て、本市の防災ハンドブックに 作成する仕様書に記載される重点項目 対する課題の分析をしてもらい、全面改訂後は、単純 にポスティングしていくのではなく、効果的な配布方 としては、どういうことを考えている のか。 法、周知方法を提案していただくことと、継続的に防 災ハンドブックを活用してもらう方法を提案していた だくことを考えています。 効果的な啓発と継続的な活用につい 現在の防災ハンドブックは大変文字数が多く、開いた ことがないという人がたくさんいます。例えば、東京 て、想定していることはどのようなこ とか。 都が作成している東京防災というハンドブックは、イ ラストが多く、読んだ方が行動を起こすような内容で 作っています。また、これまでは、防災ハンドブック をビニール袋に入れて投函するということでしたが、 東京防災の例でいうと、色々なグッズと一緒に箱に入 れて、何か箱が届いたので開けてみようとなるような 工夫をして、これまでにない取り組みをされているの で、開いたことがないという人にも読んでもらえるよ うな工夫をしたいと考えています。 配布されたものを開いてもらうという はい、そのとおりです。 工夫について、具体的にどのような対 応をとるのか、事業者が判断して提案 してくるということか。 特に子供や若年層の方が余り開けていただけていない 開いてもらえる工夫について提案を受 けるに当たって、もう少し具体的にど ということがありますので、例えば、インターネット のような方向性で提案してくださいと でチラシを配布しているサイトに仕掛けていくとか、 電子媒体を含めた提案をいただきたいということを入 いうことは、仕様書には書かないの か。 れたいと考えています。 公募型を想定しているということだ 今回、防災ハンドブックの見直しを行うときに興味を 持ってもらった事業者が5者から6者ほどありまし が、どれくらいの数の事業者が提案し てくると想定しているのか。 た。恐らくその事業者は印刷だけでなく、この業務の 対応が可能だと思うので、そういった事業者は応募してもらえると考えています。

実際にはこれで成功している自治体の 例はあるのか。

東京都のように冊子ができたというのは聞いたことがあるが、市民によく利用されているかどうかについてはどうなのか。

確かに東京防災については報道もされ、成功事例であると聞いています。どこまで市民への啓発につながったのか、住民の意識調査などは見ていませんが、まず開いて見ることで気付きがあるので、一定の効果はあるのではないかと考えています。

回答 契約としてはアイデアを出してもらうのと、実際の印刷製本と、イベント等の部分と全て含めて一括で発注 具体的にはアイデアを出すのにお金を 掛けるということなのか、それともイ ベントなどにお金を掛けるということ するものです。 なのか。 印刷製本については既にできているの 防災ハンドブックとハザードマップは、今年度に原稿 のデータを作成していて、来年度に印刷製本を行いま ではないか。 す。 想定しているのは、本市と同規模の30万人以上の人 今想定している事業者は、啓発事業に 口の市で防災ハンドブックを作製した実績がある事業 ついて実績のある事業者なのか。 者を募集しようと考えているので、一定、そういった 力を持った事業者であると考えています。 防災ハンドブックを作成する事業者と 啓発活動自体でいうと、全国的にそこまでたくさんの 実績があるということにはならないが、最近新たに作 啓発する事業者というのは、ほぼ密接 成している市では、啓発活動も併せて行っているとこ な関連性を持っているとは思うが、作 成事業者が啓発活動に堪能かどうか、 ろがたくさんあるので、一定の実績は見ていけると考 当然には結びつかないので、啓発活動 えています。 について実績があるかどうかについて はどうなのか。 広告代理店のような事業者の参加を期 今回原稿をつくっているような印刷会社や、広告代理 店など色々な事業者から応募いただければと考えてい 待しているのか。 ます。 印刷製本と啓発の費用の内訳はどう 配布に係る部分は900万円強と見込んでいて、吹田 なっているか。 市内の17万世帯と1万事業所に配布する費用となっ ています。そのほかに、防災ハンドブックの印刷費用 で1冊当たり200円が19万冊で約4,000万円 と、ハザードマップが1冊当たり60円で約1,00 0万円、その他に外国語版を英語と中国語と韓国語で それぞれ1,000部作製する予定で、印刷に係る費 用が多くを占めています。 【案件2】 資料の業務概要の中で、留守家庭児童 吹田市がおやつ代を保育料と一括で徴収しまして、メ ニューの提案と配送についてプロポーザル方式で事業 育成室における児童へのおやつ提供業 務について、これまで任意団体である 者を選定して、実施していくという形になります。 保護者会が事務を行っていたのを吹田 市が直接実施するということと、民間 事業者に委託し実施するということだ が、中身として矛盾はしないのか。

民間事業者は何をするのか。

メニューの提案と配送です。

質問	回答
それができる事業者は、どういう事業者になるのか。	現在、よく利用しているのは生協とか、関東の方では ほかに学童保育のおやつの配送を行っている事業者が あります。
そういった事業者がプロポーザルに応 募してきて、その中から事業者を選択 することができるということか。	はい、そのとおりです。
この事業の予定価格としては幾らぐらいを想定しているのか。	平成31年3月から平成32年9月末までの19か月間の期間で、月額一人当たり2,000円で、児童数が3、000人と考えているので、約1億2,300万円となります。

# 6 審議結果

- (1) 抽出案件の審議については、概ね適正に処理されていたものと認める。
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否については、プロポーザル方式を採用することが適当であると認める。

#### 7 審議に際して委員から出された意見

公共施設に関する市民アンケート調査業務については、他部署における過去のアンケート 調査実施経験をも踏まえて仕様書に記載する業務内容を詳細にし、業者が業務量を把握し やすくするという方策について検討し、今後の対応をとるという方向で改善されたい。